

御杖村道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

御杖村道路占用料に関する条例(平成 18 年御杖村条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

	占用物件	単位	占用料
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物(電柱、電線等)	第 1 種電柱	1 本に	430 円
	第 2 種電柱	つき 1	670 円
	第 3 種電柱	年	900 円
	第 1 種電話柱		390 円
	第 2 種電話柱		620 円
	第 3 種電話柱		850 円
	その他の柱類		39 円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1	4 円
	地下に設ける電線その他の線類	メートルにつき 1 年	2 円
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	380 円
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	230 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	780 円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330 円
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	590 円
	その他のもの	占用面	780 円

				積 1 平方メートルにつき 1 年	
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件(地下埋設管)	外径が 0.07 メートル未満のもの		長さ 1 メートルにつき 1 年	16 円	
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの			23 円	
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの			35 円	
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの			47 円	
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの			70 円	
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの			93 円	
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの			160 円	
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの			230 円	
	外径が 1 メートル以上のもの			470 円	
法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの その他のもの	長さ 1m につき 1 年	2 円
					8 円
			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1 本につき 1 年	620 円
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	390 円
			地下に設けるもの		230 円

	その他のもの			780 円
法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設 (歩廊、雪よけ等)			占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	780 円
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設 (地下街、地下、通路等)	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	A に 0.004 を乗じて得た額	A に 0.004 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.006 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		A に 0.007 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			290 円
	地下に設ける通路			180 円
	その他のもの			780 円
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設 (露天、商品置場等)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積 1 平方メートルにつき 1 日	6 円
	その他のもの		占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	59 円
道路法施行令 (昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。) 第 7 条第 1 号に掲げる物件 (看板、標識、旗ざお等)	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	59 円
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	590 円

			つき1年	
	標識		1本につき1年	620円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6円
		その他のもの	1本につき1月	59円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	59円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	590円
		その他のもの		290円
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	780円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料(工事用板囲、足場等及び工事用材料)			占有面積1平方メートルにつき1月	59円
その他前各項により難い占有			前各項に準じ	

	て村長が定める額
--	----------

を
「

占用物件		単位	占用料
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物(電柱、電線等)	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	530 円
	第 2 種電柱		810 円
	第 3 種電柱		1,100 円
	第 1 種電話柱		470 円
	第 2 種電話柱		750 円
	第 3 種電話柱		1,000 円
	その他の柱類		47 円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルにつき 1 年
	地下に設ける電線その他の線類	3 円	
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	460 円
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	280 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	940 円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		390 円
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	580 円
その他のもの	占用面積 1 平	940 円	

				方メー トルに つき1 年		
法第32条第1項第2号に掲げる物件(地下埋設管)	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1 メー トルに つき1 年		20円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				28円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				42円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				56円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				85円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				110円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				200円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				280円	
	外径が1メートル以上のもの				560円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1 メー トルに つき1 年	3円	
			その他のもの		9円	
	自動運行補助施設	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1本に つき1 年	750円
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面 積1平 方メー トルに つき1 年		470円
			地下に設けるもの			280円
その他のもの					940円	

法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設 (歩廊、雪よけ等)			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	940 円
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設 (地下街、地下、通路等)	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	A に 0.004 を乗じて得た額	A に 0.004 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.006 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		A に 0.008 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			290 円
	地下に設ける通路			180 円
	その他のもの			940 円
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設 (露天、商品置場等)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	6 円
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	58 円
道路法施行令 (昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。) 第 7 条第 1 号に掲げる物件 (看板、標識、旗ざお等)	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	58 円
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	580 円

	標識		1本につき1年	750円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6円
		その他のもの	1本につき1月	58円
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	58円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	580円
		その他のもの		290円
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	940円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料(工事用板囲、足場等及び工事用材料)			占有面積1平方メートルにつき1月	58円
その他前各項により難い占有			前各項に準じて村長が定める額	

に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。